

函館市都市景観条例の一部改正（案）の概要

1 改正の趣旨

本市では、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の令和3年7月の世界遺産登録に向けた取り組みを進めるなかで、史跡垣ノ島遺跡、史跡大船遺跡およびその周辺の景観を保全するため、函館市都市景観条例に基づく「縄文遺跡群都市景観形成地域」の指定、「函館市景観計画」の改定および「縄文遺跡群都市景観形成地域景観形成計画」の策定を行う予定ですが、それに先駆けて条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 一部の都市景観形成地域について、行為の届出の対象行為に「屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積」を追加します。
 - (2) 景観形成街路沿道区域を除く一部の都市景観形成地域においては、建築等の行為の届出前に、事前協議を行うよう規定します。
 - (3) (1)、(2)の改正に伴う手続きに関する規定を整備します。
- ※ (1)および(2)の一部の都市景観形成地域は、縄文遺跡群都市景観形成地域を想定しています

3 施行日

公布の日から起算して10日を経過した日を予定しています。

※ 「縄文遺跡群都市景観形成地域」の指定、「函館市景観計画」の改定および「縄文遺跡群都市景観形成地域景観形成計画」の策定の施行は、令和3年7月1日を予定しています。